昭和四年四月十五日第三種郵便物認可田和四年四月十五日第三種郵便物認可は翌日)

第二章

組織

第二節 第一節

警察署(第二十七条—第三十四条) 本部 (第二条—第二十六条)

Ħ 次

第一条

十二号)第五十八条及び鳥取県警察本部の内部組織に

この規則は、警察法(昭和二十九年法律第百六

(目的)

第一章

鳥取県警察の組織に関する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十二年十月鳥

目

第一章 総則 (第一条)

公安委員会規則

◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則

> 附 第三章

則

雑則 (第三十五条)

鳥取県警察の組織に関する規則をここに公布する。

昭和三十六年五月十七日

鳥取県公安委員会委員長 拁 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第一号

察」という。) の組織及び所掌事務について必要な事 号)第三条の規定に基づき、鳥取県警察(以下「県警 関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例 第二 十 九

項を定めることを目的とする。

第二章

組 本

第一節

取県公安委員会規則第七号)の全部を改正する。

(秘書課の所掌事務)

第二条 秘書課においては、

次の事務をつかさどる。

第五条

(教養課の所掌事務)

六

遺失物に関するこ

秘書に関すること。 長及び鳥取県公安委員会

鳥取県警察本部(以下 (以下「公安委員会」という。 鳥取県公安委員会委員 「本部」とい)並びに本部長及び . أ $\overline{}$ の公印の

公安委員会の庶務に関すること。

Ŧī. 四 公文書の授受、発送、編集及び保存に関すること。

警察一般統計及び調査に関すること。

六 警察広報に関すること。

ti 鳥取県議会との連絡に関すること。

第三条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

金銭及び物品の出納に関すること。 財産及び物品に関すること。 予算及び決算並びに会計に関すること。

会計の審査に関すること。

74

庁舎及び宿舎の管理に関すること。

第四条 (警務課の所掌事務) 所管行政に関する企画及び調査に関すること 県警察の組織及び定員に関すること。 警務課においては、次の事務をつかさどる

与に関すること。 職員の服務及び監察に関すること。

警察職員(以下

「職員」という。

)の人事及び給

五. 職員の表彰及び懲戒に関すること。

職員の恩給及び退職金並びに公務災害に関するこ

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関す

ti

ねてと。 警察装備に関すること。

職員の福利厚生に関すること。

職員の健康管理に関すること。

警察共済組合及び警察互助会に関すること。

職員の

リクレー

シ ∃

ンに関すること。

本部諸規程の審査に関すること。 b)

十四四 本部の宿 (日) 直に関すること。

十 五 本部庁舎の防護に関すること。

警察通信の使用管埋に関すること。

ないこと。 前各号に掲げるもののほか、 他課の所掌に属し

警察一般教養及び訓練に関すること。 教養課においては、次の事務をつかさどる

警察学校教養に関すること。

警察教養施設の整備及び運営に関するこ

警察音楽隊に関すること。

機関紙の編集に関すること。

(捜査課の所掌事務)

昭和36年5月17日

第六条 捜査課においては、 次の事務をつかさどる

捜査技術の指導及び教養に関すること。

留置場の管理及び留置人に関すること。

押送及び護送に関すること。

移動警察に関すること。

五 四 強行犯罪の捜査及び検挙に関すること。

渉外犯罪に関すること。

ti 知能犯罪の捜査及び検挙に関すること。

九八 選挙犯罪の捜査及び検挙に関すること。

暴力団犯罪の捜査及び検挙に関すること。

破壊犯罪の捜査及び検挙に関すること。

士 + 犯罪及び犯罪者の手配に関すること。 死体の検視及び見分に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、 他課の所掌に属

ない犯罪の捜査及び検挙に関すること。

(防犯課の所掌事務)

第七条 防犯課においては、 次 の事務をつかさどる。

犯罪の予防一般に関すること。

少年の補導及び少年関係犯罪の取締その他少年 警

察に関すること。

= 風俗営業その他風俗の収締に関すること。

質屋営業及び古物営業並びに金属屑営業の 収 締に

Щ

自動車運転免許及び試験に関すること。

第十二条

課及び学校(以下「課等」という。)

の事務

次の上欄に掲げる課等にそれぞれ

下欄に掲げる係を置く。 を分掌させるため、 (課等の係の設置)

 \equiv

学校施設の維持管理に関すること。 現任警察官の教養訓練に関すること。 初任巡査の教養訓練に関すること。

Ŧi.

交通事故統計及び交通事故防止対策に 閼

する

四 =

交通警察の運営に関する調査及び研究に関するこ

交通の指導及び取締に関すること。

第十一条

鳥取県警察学校

(以下「学校」

とい

ئ

17

おいては、次の事務をつかさどる。

七

搜 教 警 会

査 養 務

識犯 課

現場係、 防犯係、

指紋係、 少年係、

手口係、

写真係、

法医係、

理化学係

秘 計書

課課課課

庶務係、 秘書係、 警備船の運用に関すること。

行政処分に関すること

交通安全施設及び交通安全教育に関すること。

八

(警察学校の所掌事務)

広報係

予算出納係、審査係、 調度管財係

庶務係. 人事給与係、厚生係、装備係

一般教養係、学校教養係

総務係、 指導係、 強行犯第一係、強行犯第二係、知能犯第

保安係,

特別法犯係、犯罪統計係

係

知能犯第二係、

知能犯第三係

水曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第36号

> 八 七 麻薬及び覚せい剤の取締に関すること。 密貿易事犯の取締に関すること。 経済関係犯罪の収締に関すること

Ŧi.

銃砲刀剣類及び火薬類その他危険物の取締に関す

関すること。

ること。

九 売春関係事犯の取締に関すること。

ځ 家出人及び迷子その他要保護者の保護に関するこ

Ξ 犯罪手口及び犯罪写真に関すること。 指紋に関すること。

昭和36年5月17日

十二 前各号に掲げるもののほ 犯罪統計に関すること。 か、 他課の所掌に属

第八条 (鑑識課の所掌事務) 鑑識課においては、 次の事務をつかさどる。

ない特別法犯罪の収締に関すること。

法医理化学に関すること。 賍品及び遺留品に関すること。

てと。

Ħ, 20 警察法第七十一条の緊急事態警備に関すること。 警備犯罪に関すること。

六 警衛、

七

第十条 警ら交通課においては、 (警ら交通課の所掌事務) 次の事務を つ か

外勤勤務に関すること。

機動警ら及び機動通信に関すること。

 \mathcal{H}

その他犯罪鑑識に関すること。

(警備課の所掌事務)

第九条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

警備情報に関すること。

二 外国人登録法及び出入国関係犯罪の捜査に関する

三 密貿易関係法令違反のうち、 社会運動を背景とす

るものに関すること。

警護その他警備実施に関すること。

緊急事態における消防の応援に関すること。 非常召集に関すること。

t ど

る。

6 察 変 備 通

6

総務係、

調査係、

第一係、第二係、第三係、第四係、 運転免許係、試験係、行政処分係

第五係、第六係、第七係、第八係、警備実施係

外勤係、

生徒係 交通係,

学 課課 校 教務係、

(警察官以外の職員) 係の分掌事務は、 所属長が定める

第十三条 県警察に警察官のほ

事務吏員 か、 次の職員を置く。

記 手

技術吏員

鳥

交 換手

水曜日

使

第十四条 課に課長を、 2 警視をもつて充てる。 課長及び校長は、本部長の指揮を受け、

事務を掌理し、

部下の職員を指揮監督する

(課長及び校長)

学校に校長を置き、警視正又は 課等の所掌

(監察官)

第十五条 る。 警務課に監察官を置き、警視をも つ 7 充

7.

務を処理し、 監察官は、 警務課長の指揮を受け、監察に関する事 部下の職員を指揮監督する。

(刑事調査官)

第十六条 てる。 捜査課に刑事調査官を置き、 警視をもつて充

及び見分その他の調査事項を処理し、

部下の職員を指

死体の検視

刑事調査官は、捜査課長の指揮を受け、

揮監督する。

警ら交通課に警ら官を置き、警視をもつて充

第十七条. (警ら官)

てる。

第二十条

学校に教頭を置き、警部をもつて充てる。

教頭は、

校長の指揮監督を受け、

校長を補佐すると 部下の職員を指揮

警ら官は、 警備課兼務とする。

2

3 関する事務を処理し、警備課長の指揮を受けて警備実 施に関する事務を処理し、 警ら官は、 警ら交通課長の指揮を受けて外勤警察に 部下の職員を指揮監督 す、

(科学搜查研究室長)

第十八条 鑑識課に科学捜査研究 室 (以 下 室 بح 75

2

課長補佐は、上司の命ずる事務について課長を補佐

第二十一条

課に課長補佐を置き、

警部又は事務吏員若

しくは技術吏員をもつて充てる。

(課長補佐)

監督する。

ともに、生徒の教育訓練に従事し、

う。)を置く。

2 室には、 室長を置き、 警視又は技術吏員をもつて充

てる。

3 る事務を処理し、 室長は、鑑識課長の指揮を受け、法医理化学に関す 部下の職員を指揮監督する。

第二十二条 監察官、警ら官及び刑事調査官に、それぞ

れ監察官付、警ら官付及び刑事調査官付を置き、

警部

(監察官付等)

し、部下の職員を指揮監督する。

(次席)

る。

第十九条 課に次席を置き、 警視又は警部をもつて充て

2

監察官付、警ら官付及び刑事調査官付は、

上司の命

又は警部補をもつて充てる。

2 次席は、 ついて課長を補佐し、 課長の指揮監督を受け、課の総括的運営に 部下の職員を指揮監督する。

7

(教頭)

(教官)

調査官を補佐し、 ずる事務について、

部下の職員を指揮監督する。

それぞれ監察官、警ら官及び刑事

第二十三条 学校に教官を置き、 警部補若しくは巡査部

取

察

署

家 吉

境 米 倉 郡 鳥

署

総務課

刑事課

子

察

署 署 署

総務課 総務課 総務課 総務課、

防犯課 刑事課、 刑事課 防犯課、

答 警 警

察 察

第三十条

署に次の係を置くことができる。

会計係

警務係又は総務係

(署の係の設置)

2

係員には、

巡査又は事務吏員、

技術吏員若しくはそ

3

係員は、

上司の命を受け、

それぞれの分掌事務に従

の他の職員をもつて充てる

事する。

報(号外)第36号 8

(課等の係長)

第二十四条 員若しくは技術吏員をもつて充てる。 課等の係に係長を置き、警部補又は事務吏

2 の職員を指揮監督する。 係長は、上司の命を受け、 係の事務を処理し、 部下

(課等の主任)

第二十五条 課等の係に所要の主任を置くこと が ~(`

をもつて充てる。 主任には、巡査部長又は事務吏員若しく は技術吏員

3 下の職員を指揮監督する。 主任は、上司の命を受け、 担当の事務を処理し、

第二十六条 (課等の係員) 課等の係に所要の係員を置

(署長)

第二節

警 察

署

第二十七条 (以下「署長」 警察署(以下「署」という。 という。)を置き、 警視正叉は警視を)に警察署長

(次長)

もつて充てる。

ŧ

第二十八条 署に次長を置き、警視又は警部をもつて充

2 次長は、署長の命を受け、署の総括的運営に 署長を補佐し、 部下の職員を指揮監督する。

ついて

(署の課の設置)

第二十九条 げる署にそれぞれ下欄に掲げる課を置く 署の事務を分掌させるため、 次の上欄に掲

てる。

刑事課、 公安課, 警ら交通課

刑事課、 公安課、 公安課 公安課、 警ら交通課 警ら交通課

第三十 ----条 署の課に課長を置 75 警部をも 5

て

充て

部下

の職員を指揮監督する。 課長は、 上司の命を受け、 課の事務を処理し、

(署の係長)

第三十二条 若しくは技術吏員をもつて充てる。 署の係に係長を置き、警部補又は事務吏員

2 係長は、 上司の命を受け、 係の事務を処理し、

の職員を指揮監督する。

昭和36年5月17日

警備係 防犯係 鑑識係

刑事係又は搜査係

保安係

(署の課長)

外勤係

交通係又は警ら交通係

署の係に主任を置くことができる。

主任には、 巡査部長又は事務吏員若しく は技術吏員

(署の主任)

第三十三条

(署の係員)

下の職員を指揮監督する。

をもつて充てる。

3

主任は、上司の命を受け、

担当の事務を処理し、部

の規定を準用する。 第三十四条 署の係に置く係員については、第二十六条

(施行規定) 第三章 雑

則

第三十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の

施行に関し必要な事項は、 本部長が定める。

この規則は、公布の日から施行し、

日から適用する。

昭和三十六年五月

昭和四年四月十五日第三種郵便物習 発 行 日 火 金

印 発 刷行 (定価